

## 1 設置までの経緯

戦後20年、昭和も40年代に入ると、経済の高度成長とともに、顕著になってきた大気の汚染、水質の汚濁など公害の社会問題化は、本県においても例外ではなかった。

これら公害の顕著化、増大を契機として、昭和43年11月1日、衛生部所管の衛生研究所に、現在の公害センターの前身とも言うべき公害研究部（第1科、第2科）が設置され、公害の原因究明、被害状況の調査等、公害対応のための試験検査部門が発足した。

同時に、本庁においては、全国に類例のない県民生活部が新設され、そのもとに公害課が設置され、組織的な公害行政体制としての基盤が設けられた。

その後、県南地域に初めて光化学スモッグが発生する（昭和45年7月）など、本県の公害は、激増、深刻化の一途をたどって、危機的状況を呈するに至り、公害問題の解決は、まさに社会的な要請として浮かび上がった。

このような情勢を背景として、昭和45年10月1日、衛生研究所公害研究部は、発展的に廃止され、公害センターが、県民生活部所管の出先機関として独立設置され、社会的要請に応えるべくここに、公害に関する試験検査研究体制が整備されることとなった。

## 2 組織

### (1) 設置の根拠

○埼玉県設置条例（原文縦書）（昭和28年1月1日条例第1号）（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び第2項の規定により、部の設置及びその分掌事務を次のとおり定める。

#### 4 環境部

- (1) 自然環境の保全及び緑化に関する事項
- (2) 公害の防止に関する事項
- (3) 消防及び防災に関する事項

一部改正〔昭和54年条例35号〕

○埼玉県行政組織規則（原文縦書）（昭和42年1月1日規則第1号）（抄）

#### 第1章 総 則

（機関の種別）

第2条 知事の統轄する機関を分けて、本庁、出先機関及び附属機関とする。

3 出先機関に属する機関は、次に掲げる機関とする。

- ニ 法第158条の規定に基づき設置された部の事務を分掌させるため設置された事務所、試験場、研究所、指導所等及び法第171条第6項の規定に基づき設置された出納局の事務を分掌させるため設置された事務所で本庁に属するもの以外の機関（以下「地方機関」という。）

一部改正〔昭和56年規則31号〕

#### 第3章 出先機関

##### 第2節 地方機関

##### 第4款 公害センター

（設置・名称及び位置）

第49条 公害に関する試験研究等を行なわせるため、公害センターを置く。

2 公害センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
埼玉県公害センター	浦和市

全部改正〔昭和48年規則40号〕

(事務)

第50条 埼玉県公害センターにおいては、次の事務を所掌する。

- 1 公害に関する試験、検査及び研究を行うこと。
- 2 前号の事務に関し、試験研究等を行う他の機関との連絡調整を行うこと。

一部改正〔昭和54年規則23号〕

(組織)

第50条の2 埼玉県公害センターに、次の表の上欄に掲げる課及び部を置き、大気騒音部及び水質部に、同表の下欄に掲げる科を置く。

課又は部名	科 名
庶 務 課	
大 気 騒 音 部	特殊公害科、大気科
水 質 部	河川水質課、工場排水科

一部改正〔昭和54年規則23号〕